

地球温暖化対策に取り組みましょう!

県では、県や事業者、県民の皆さんの責務を明らかにし、効果的な地球温暖化対策を推進するため、「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」を制定し、平成22年4月から施行しました。(一部は、平成23年4月1日施行)

条例の概要

目的 ○県、事業者、県民などの責務、取り組みの方向づけ ○地球温暖化対策の推進 ○県民の健康で文化的な生活の確保

分野別対策

事業活動における温暖化対策

温室効果ガスの排出量の把握や抑制に努めるとともに、廃棄物の発生の抑制や再利用・再生利用など資源の有効な利用にも努めましょう。



農林水産業における温暖化対策

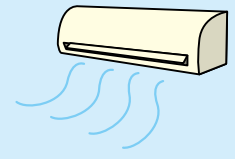
エネルギーの消費がより少ない機械器具の利用や適正な量の肥料の使用などにより、温室効果ガスの排出の抑制に配慮した生産活動を行うように努めましょう。



日常生活等における温暖化対策

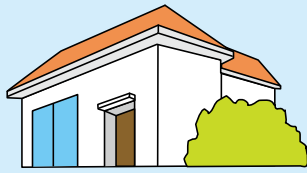
廃棄物の発生の抑制や再利用・再生利用など資源の有効な利用に努めましょう。

また、冷暖房の設定温度や家電製品の待機電力などにも注意して省エネライフを心がけましょう。



建築物における温暖化対策

建築物の販売や賃貸を行う事業者の方は、購入・賃借する方に対して外壁や窓の断熱性など省エネについての情報提供に努めましょう。



交通における温暖化対策

自動車の使用に代えて温室効果ガスの排出量が少ない公共交通機関などを利用するとともに、環境に配慮した自動車の購入や運転に努めましょう。



再生可能エネルギーの利用による温暖化対策



太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの利用に努めましょう。

※再生可能エネルギーとは、太陽光、水力、風力、太陽熱のように再生可能で、半永久的に利用できるエネルギーのことをいいます。

できることから一緒に始めましょう

住宅用の太陽光発電の設置をお考えの方へ

太陽光発電システムを設置する方へ助成を行っています。

◇県内にお住まいで太陽光発電システムを住宅に設置または太陽光発電設備付きの住宅を購入する方を対象とします。

◇1キロワットあたり3.5万円を助成(上限額は34.9万円)。

◇募集期間は、平成22年12月17日まで。
(ただし、予算がなくなり次第、募集を締め切ります。)



エコ通勤をしてみませんか?

公共交通機関の利用促進のため、エコ通勤制度を実施しています。

◇現在、所属する企業・団体から車による通勤認定を受けている方が対象となります。(ただし、離島にお住まいの方を除きます。)

◇毎週水曜日に指定の公共交通機関を利用して通勤し、降車時にエコ通勤割引バスを提示した場合、運賃を半額に割引します。

◇県内(離島を除く)の路線バスおよび鹿児島市交通局の路面電車で利用できます。



環境学習のアドバイザーを派遣しています

各種団体や企業などが実施する環境保全意識の高揚を目的とする学習講座や自然観察会などに、学識経験者などの環境学習アドバイザーを派遣しています。



そのほか温暖化対策を支援するさまざまな事業があります

グリーン日記で省エネチェック

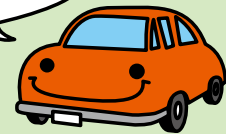
小中学生を対象に毎日の省エネへの取り組み項目をチェックして温暖化対策に取り組むグリーン日記コンテストを実施し、優秀な個人・学校を表彰しています。



企業ぐるみでエコドライブ

事業所を対象にエコドライブコンテストを実施し、優秀な事業所を表彰しています。

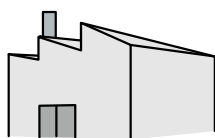
ゆっくり走ろう



平成23年度から、次のようなことが義務づけられます

温室効果ガス排出抑制計画書などの提出

- 年間の原油換算エネルギー使用量が、1,500キロリットル以上の事業者の方
- 県内での登録台数などが、トラック100台以上、バス100台以上、タクシー230台以上、船舶1万総トン以上の事業者の方
- 建築物を新築、改築、増築(当該床面積の合計が2,000㎡以上)しようとする方



省エネルギー性能の表示・説明

エアコン、テレビ、冷蔵庫を販売する方は、省エネルギー性能を表示し、購入する方に対して、省エネ基準達成率や年間消費電力量などを説明していただきます。



省エネラベル

平成22年度に、中・長期の温室効果ガスの削減目標並びに目標達成に向けた施策などを内容とする「地球温暖化対策実行計画」を策定する予定です。

※ 条例および提出書類は、県のホームページ(トップページ>暮らし・環境>環境保全・自然保護>地球温暖化対策)に掲載しています。